

# 「体罰」

と聞いてあなたは何をイメージしますか？

このような行為は  
すべて体罰です

- ・言葉で3回注意したけどいうことを聞かないので、頬を叩いた
- ・大切なものにいたずらをしたので、長時間正座させた
- ・友達を殴ってケガをさせたので、同じように子どもを殴った
- ・他人のものを取ったので、お尻を叩いた
- ・宿題をしなかったので、夕ご飯を与えなかった
- ・掃除をしないので、雑巾を顔に押し付けた



直接的・身体的な行為でなくても、子どもの心を傷つけることは子どもの権利を侵害します

- ・子どもの前で妻に暴力を振るった
- ・お前なんて生まれてこなければよかったと言った
- ・兄弟と比べてお前はだめな子だと言った



## 《保護者自身の工夫のポイント》

否定的な感情が生じたときは、まずはそういう気持ちに気づき、認めることが大切です。そして、それは子どものことが原因なのか、自分の体調の悪さや忙しさ、孤独感など、自分自身のことが関係しているのかを振り返ってみると、気持ちが少し落ち着くことがあるかもしれません。

深呼吸して気持ちを落ち着けたり、ゆっくり5秒数えたり、窓を開けて風にあたって気分転換するなど、少しでもストレスの解消につながりそうな自分なりの工夫を見つけられるとよいでしょう。

令和六年十一月号  
やまざと



(0581)  
22-0110  
山県警察署  
乾駐在所

## 犯罪被害者週間

知ってもらいたい、  
犯罪被害者や  
その家族のことを

大切な人、大切なものを奪われたり、傷付けられたりして、普段の生活や仕事が思うようにできないこともあります。

知ってもらいたい、  
二次的被害 (※)  
について

興味本位からの無責任な噂話はやめて、普段どおり側にいて、話を聞いてください。

知ってもらいたい、  
相談窓口があることを

TEL : 0120-968-783

(平日10時～16時)

(公社) ぎふ犯罪被害者支援センター

お住まいの市町村にも  
相談窓口があります。



山県警察署  
ホームページ  
QRコード

※二次的被害とは、犯罪等による直接的な被害を受けた後に、周囲からの配慮のない言動やインターネット上の誹謗中傷、報道機関による過剰な取材等により、犯罪被害者が受ける精神的な苦痛、心身の不調、名誉の毀損やその他の被害のことで、いわゆる二次被害のことです。

とどけよう やさしいころ  
おもいやり  
11月25日～12月1日は、  
犯罪被害者週間です



SNSでの投資・結婚の話は詐欺



SNSで勧誘する「もうけ話」は詐欺！

Check

- ☐ 投資に関する広告やURLをクリックした
- ☐ SNS上で投資に関するグループトークに招待された
- ☐ SNSで知り合った相手からLINEなどのSNSに誘導されもうけ話をされた
- ☐ 著名人や投資専門家から投資方法を説明された
- ☐ 投資用アプリのダウンロードをすすめられた
- ☐ 投資資金を個人名義の口座へ入金するよう要求された

恋愛感情等を利用した詐欺に注意！

Check

- ☐ InstagramやFacebookなどのSNSで知り合った
- ☐ 相手が外国人(在外日本人含む)と名乗っている
- ☐ 「二人の将来のために貯金しよう」などと貯蓄をすすめられた
- ☐ 「荷物を送ったから受取手数料(関税)を払って」「会いに行くから航空券代を払ってほしい」などと、個人名義の口座へ入金するよう要求された

SNSでのお金の話は警察(#9110)へ相談を！

～国際電話による詐欺急増！不要な場合は直ちに利用休止！～